

事 務 連 絡

令和元年9月3日

大槻 賢孝 様

舞鶴市市民文化環境部 生活環境課長

行政文書開示請求書の受付について

令和元年8月29日付けの標記請求書につきましては、当課にて受け付けをいたしましたので、その写しを送付いたします。

なお、本依頼に係る開示、不開示等の決定は、原則、令和元年9月13日までに行い、その旨当課より連絡しますとともに、その際、必要に応じて開示日時等の調整をさせていただきますので、ご了承願います。



様式第1号 (第3条関係)

令和元年8月29日

舞鶴市長様

住 所  
請求者 氏 名 大槻 賢孝  
電話番号

[ 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業  
所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 ]  
連絡先 (法人その他の団体の担当者)

氏 名  
電話番号

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	舞鶴港パーム油発電所建設に伴い日立造船(舞鶴グリーン・イニシアティブ合同会社)と環境項目協定値について協議内容の議事録およびその時に使用した資料等
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付希望の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	京都舞鶴港スマート・エコ・エネルギーマスタープランで誘致される再生可能エネルギー施設について多くの市民に関心を持ってもらうため
※ 受付年月日	令和元年8月30日
※ 担当部課等	市民文化環境部 生活環境課 電話番号 66-1064 (内線 1297)
※ 備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。

大槻賢孝 様

舞鶴市長 多々見 良三



行政文書部分開示決定通知書

令和元年8月29日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり不開示情報に係る部分を除いて開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	舞鶴港パーム油発電所建設に伴い日立造船（舞鶴グリーン・イニシアティブ合同会社）と環境項目協定値について協議内容の議事録およびその時に使用した資料等  (1) 舞鶴バイオディーゼル発電所建設に係る各種環境影響項目の協定値（案）について（平成29年7月7日付日立造船側宛文書） (2) 舞鶴バイオディーゼル発電所に係る騒音規制値（協定値）の協議結果（平成29年6月22日の協議結果報告書） (3) 舞鶴バイオディーゼル発電所に伴う騒音規制値等の協議について（平成29年5月23日の協議結果報告書）
開示の日時及び場所	日時 場所
開示の方法	写しの交付（送付）
開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	個人の氏名及び役職名、個人の印影、法人の名称、第三者の意見内容  個人の氏名及び役職名、印影は、舞鶴市情報公開条例第5条第1号に該当し、その理由は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。また、法人の名称は、第5条第2号に該当し、その理由は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。また、第三者の意見内容も、第5条第2号に該当し、その理由は、公にしないとの条件で任意に提供をされた情報であるため。
舞鶴市情報公開条例第10条後段の規定に該当する場合の行政文書の開示をすることができる期日	
担当部課等	市民文化環境部 環境対策室 生活環境課 電話番号 0773-66-1064（内線 1297）
備考	写しの交付に要する費用の納付が確認でき次第、行政文書の写しを送付させていただきます。

注意

- 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査庁(市長又は実施機関)に対し、審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

事 務 連 絡  
平成29年 7月 7日

日立造船株式会社  
環境事業本部環境プラント計画部 御中

舞鶴市生活環境課

舞鶴バイオディーゼル発電所建設に係る各種環境影響項目の  
協定値（案）について

標題の件について、これまで各種環境影響項目に対する協議を進めてまいりましたが、貴社から提出された平成29年6月29日付け連絡書（C-HPK-KH-005 全12枚）及び平成29年6月30日付け連絡書（C-HPK-KH-006 全9枚）に記載された協定値（案）に異論ありません。

舞鶴市生活環境課 殿

## 連絡書

(全 12 枚)

C-HPK-KH-005

御検討申請用

注文主	自社事業/他社事業	数量	1 式	2017 年 6 月 29 日			
				日立造船株式会社			
				環境事業本部			
				環境プラント計画部			
製番	0001-M4411333	工期	—	承認	照査	担当	関係先
工事名	舞鶴バイオディーゼル発電所建設工事						

件名：発電所の各種環境影響項目に対する協定値(案)

発電所の各種環境影響項目に対する協定値を策定すべく、舞鶴市生活環境課殿との協議を進めて参りました。

協議の結果、策定された各項目の協定値(案)を、本連絡書に纏めましたので、ご確認下さいます様、よろしくお願い致します。

尚、本書は協議録に代わる書類として送付致しますので、内容についてご確認いただきましたら、弊社まで御返却下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

注記：保税タンク基地の各種環境影響項目に対する協定値(案)は連絡書(C-HPK-KH-006)を御参照願います。

—記—

## 1. 発電所における協定値(案)及び環境規制値

発電所の各種環境影響項目の協定値(案)及び環境規制値を、添付 1 に纏めますので、ご確認をお願いします。

提出	4	環土(ヨトセ2G)	PDF	環品	
ご返却用	1	環プロ(建設 2G)	PDF	エネ運	PDF
		環計(ヨケカ G)	PDF	エネプ	PDF
環電(ヨデテ G(4T))	PDF	環装(ヨソキ)	PDF	プケ EG(控)	PDF
環装(プセハ)	PDF	D 設	PDF	合計	5

## 2. 各種協定値(案)の考え方

添付 1 にて纏めた各種協定値(案)の考え方、及び協定値(案)を満足するための対策計画は以下の通りです。

### 2-1 騒音

発電所は騒音を発生させる特定施設を有するものの、当該地域は工業専用地域のため、騒音規制値はありません。  
 しかしながら、下表の通り、最近傍住居前（西側受音点）において、準工業地域等の第3種騒音区分の騒音規制値を協定値として適合したいと考えます。  
 本協定値の適合に当たり、騒音対策を計画しますが、詳細は連絡書(件名：騒音対策後の騒音値と協定値候補、Ref. No. C-HPK-KH-003)をご参照ください。  
 西側受音点の位置及び、騒音シミュレーション結果を添付4の通り示します。

表1 発電所の騒音の協定値(案)と騒音計画値

	測定点	協定値(案) (第3種騒音 区分相当) dB(A)	騒音シミュレーション 結果※1 dB(A)
昼間 (午前8時から午後6時まで)	発電所 西 (住宅近傍)	65	49
朝・夕方 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	発電所 西 (住宅近傍)	55	49
夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)	発電所 西 (住宅近傍)	50	49

※ 周囲 50m 以内に学校などの指定施設はありません。

※1 安全マージン 3dB(A)含む。

暗騒音、高低差、既設建物等による遮音・減音・反響音、および間欠運転設備の運転騒音および車両の往来騒音など考慮せず。

### 2-2 振動

発電所は振動を発生する特定施設を有するものの、当該地域が工業専用地域のため、規制値はありません。  
 しかしながら、下表の通り、準工業地域などの第2種振動区分の値を協定値として適合したいと考えます。

表2 発電所の振動協定値(案)

時間の区分	測定点	協定値(案)
昼間 (午前8時から午後7時まで)	発電所 東(事務所近傍) 発電所 西(住宅近傍)	65dB
夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)	発電所 東(事務所近傍) 発電所 西(住宅近傍)	60dB

※ 周囲 50m 以内に学校などの指定施設はありません。

### 2-3 ばい煙

発電所は、大気汚染防止法および京都府条例に従い、対象となるばい煙発生設備に対して規制値を満足する設備計画とします。

ここで、各種項目毎に実施する対策を以下の通り報告します。

#### a) 窒素酸化物

- ・ディーゼルエンジンに関しては、脱硝装置を各エンジンの排ガス煙道に設置し、規制値以下となるよう常時制御を実施
- ・真空温水器に関しては、規制値を満足する機器を選定

#### b) 硫黄酸化物

- ・硫黄分が極めて少ない燃料(パーム油、LS-A 重油)を使用

#### c) ばいじん

- ・メーカー標準にてクリアするため特別な対策は講じない

### 2-4 排水

発電所は、水質汚濁防止法に記載の各種規制値を満足する計画とします。

また、発電所で実施する対策として、プラント内で発生する廃油や低濃度油含有ドレン水は、全量を一時的にプラント内のタンクにて保有し、廃棄物処理業者により引き取り、発電施設の構内から B/L 外へ排出しないシステムとし、雨水排水(油分分離後の凝縮水/雨水)は、公共雨水排水溝に排水するものとします。

#### <添付資料>

- 添付 1 協定値(案)及び環境規制値一覧表(発電所)
- 添付 2 騒音測定点位置図(発電所)
- 添付 3 舞鶴市騒音・振動規制
- 添付 4 騒音シミュレーション結果
- 添付 5 舞鶴市都市計画図

以上



協定値(案)及び環境規制値一覧表(保税タンク基地)

プロジェクト : HPK project / 舞鶴バイオエーゼル発電所建設工事  
 対象施設 : 保税タンク基地  
 所在地 : 京都府舞鶴市喜多(喜多埠頭)  
 地域区分 : 工業地域

規制対象	単位	規制値	協定値(案)	頭計画	規制値根拠
ばい煙発生施設	-	ポイラー*1 5台	-	-	
ばいじん	窒素酸化物	一般排出基準@O <sub>2</sub> 濃度**% 総量規制 m <sup>3</sup> N/時	同左	規制値のとおり	京都府環境を守り育てる条例 大気汚染防止法
	ばいじん	一般排出基準@O <sub>2</sub> 濃度**% g/m <sup>3</sup> N	同左	規制値のとおり	
	ばいじん	特別排出基準 g/m <sup>3</sup> N	同左	-	
	ばいじん	総量規制 g/時	同左	-	
	ばいじん	一般排出基準(K値) ppm	同左	規制値のとおり	
騒音	騒音	特別排出基準 m <sup>3</sup> N/時	同左	-	
	騒音	特定工場に該当する排出基準 朝(6:00~8:00) 昼(8:00~18:00) 夕(18:00~22:00) 夜(22:00~6:00) dB	55*2 65*2 55*2 50*2	協定値(案)のとおり 協定値(案)のとおり 協定値(案)のとおり 協定値(案)のとおり	京都府環境を守り育てる条例 騒音規制法
	騒音	朝(8:00~19:00) 夜(19:00~8:00) dB	65 60	協定値(案)のとおり 協定値(案)のとおり	京都府環境を守り育てる条例 振動規制法
	騒音	各種規制値	同左	-	油分離後の凝縮水/雨水は、公共雨水排水溝に排水
	騒音	-	-	-	-

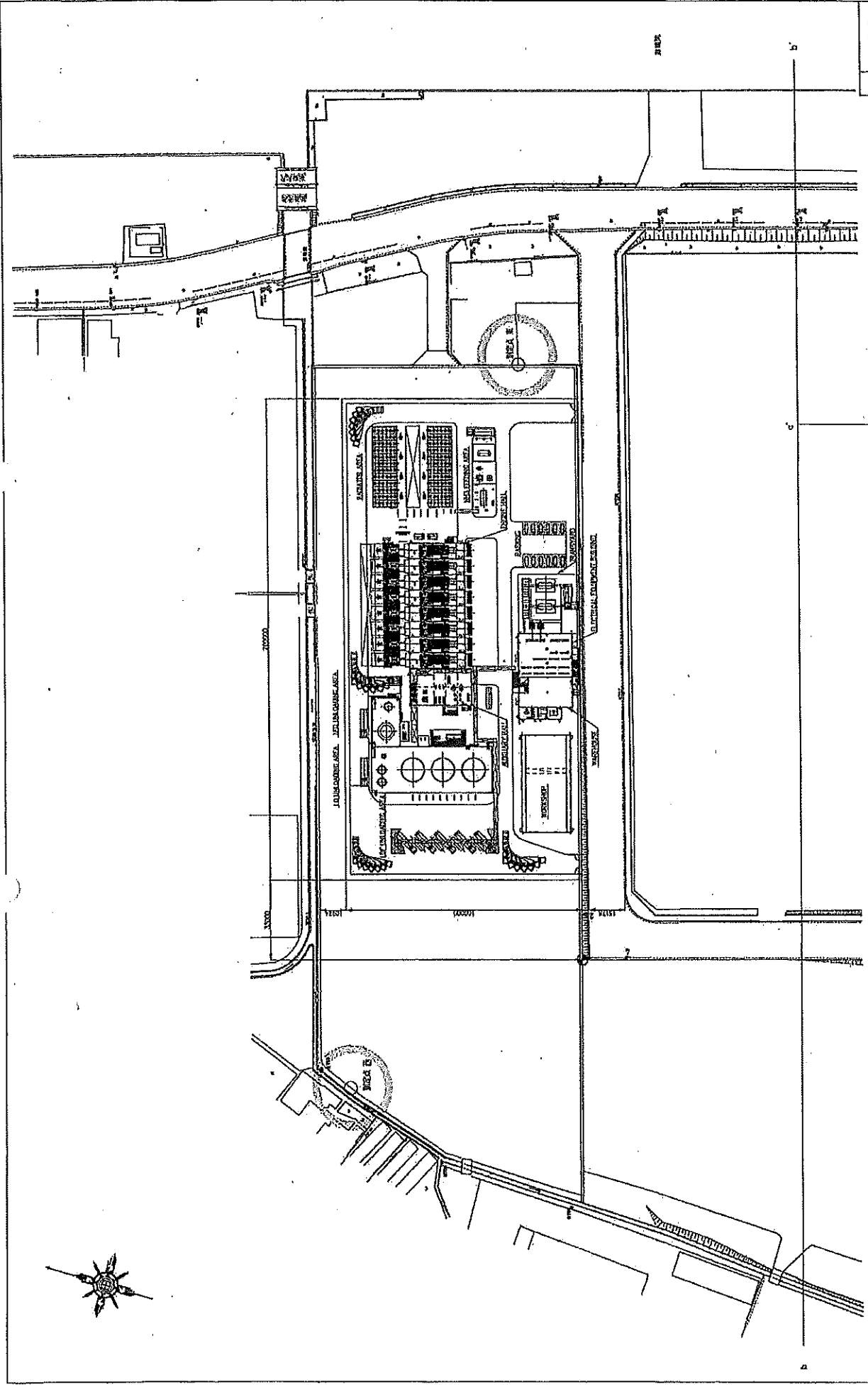
<注記>

\*1 重油専焼、排ガス量 1,376 Nm<sup>3</sup>/h、伝熱面積 13.5m<sup>2</sup>、燃料消費量 102.4L/h

\*2 測定点の位置情報は添付2参照

NO.	DESCRIPTION	DATE
1	ISSUED FOR CONSTRUCTION	1964
2	REVISED	
3	REVISED	
4	REVISED	
5	REVISED	

THE  
 DRAWING  
 IS NOT TO BE  
 USED FOR  
 CONSTRUCTION



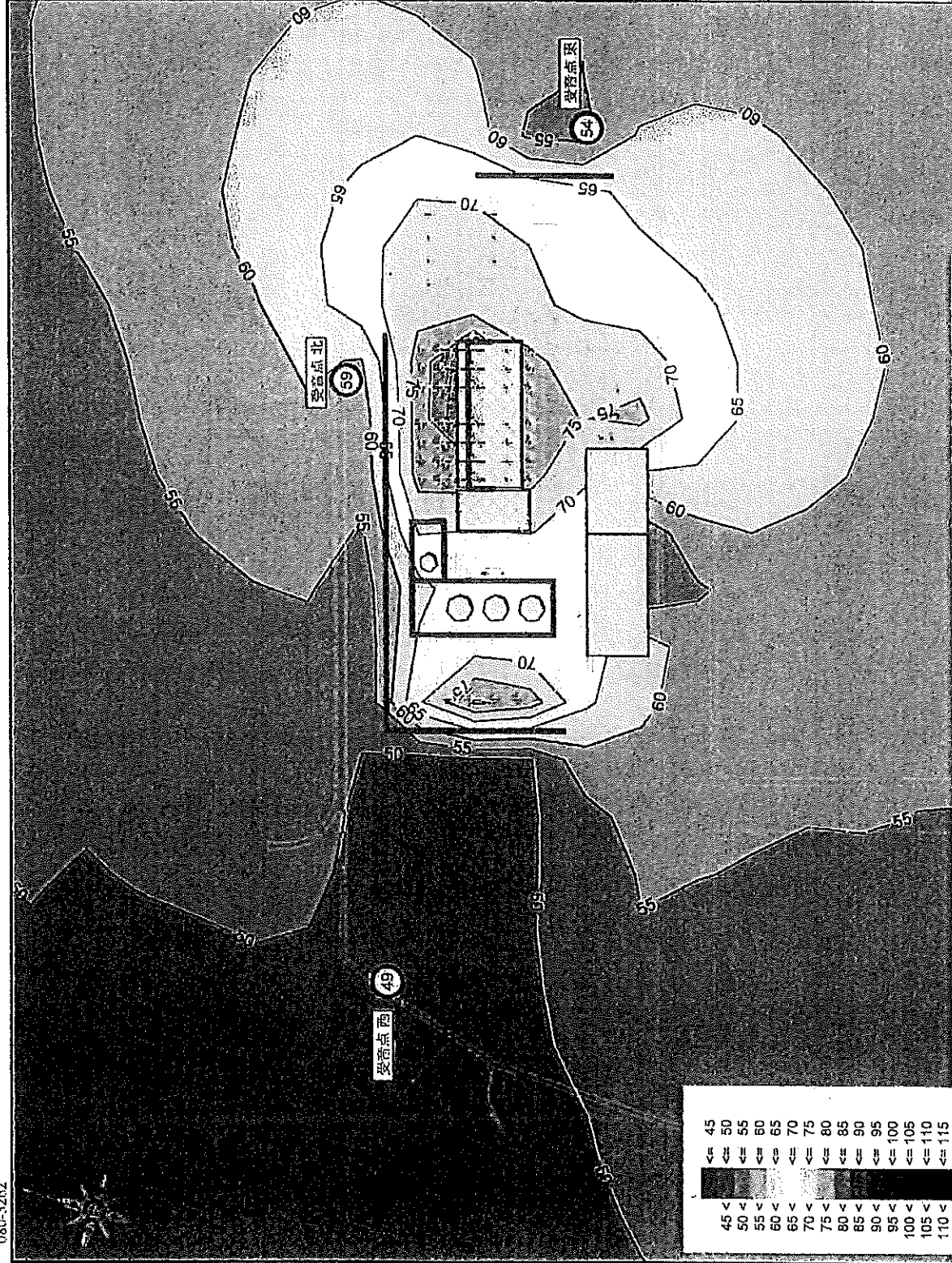
規制地域の区域の区分			
騒音区分	区域	振動区分	
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種	
	第2種低層住居専用地域		
第2種	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第3種	近隣商業地域		第2種
	商業地域		
	準工業地域		
第4種	工業地域		
	工業専用地域(適用除外)		

深夜営業飲食店等の騒音規制基準 (カラオケ騒音等)		
40	規制時間 午後10時 ～ 午前6時	午後11時 ～ 午前6時 カラオケ 装置等 使用禁止
50	午後6時 ～ 午前6時	
55		

(単位:dB)

騒音の規制基準(単位:dB)					
時間の区分		第1種	第2種	第3種	第4種
昼間	午前8時 ～ 午後6時	45	50	65	70
	午前6時 ～ 午前8時	40	45	55	60
夕方	午後6時 ～ 午後10時				
夜間	午後10時 ～ 午前6時	40	40	50	55

振動の規制基準(単位:dB)			
時間区分		第1種	第2種
昼間	午前8時 ～ 午後7時	60	65
	夜間	午後7時 ～ 午前8時	55



注1) 本計算結果には、図中に示すプラント内建物以外の周辺建屋や、高低差等によって生ずる、遮音・減音や反射音(反響音)は含まれておりません。  
 注2) 本計算結果には、安全率3dBを含みます。

HPKプロジェクト 騒音

騒音コンタマップ(等音圧線図)  
 計算高さ: 地表面 + 1.5 m

■計算時間帯=昼間

■防音壁: 西側205m(10m高さ)  
 東側 50m(10m高さ)  
 屋上 4.5m高さ

■計算対象音源  
 ○エンジン棟  
 ○透過音  
 ○換気設備

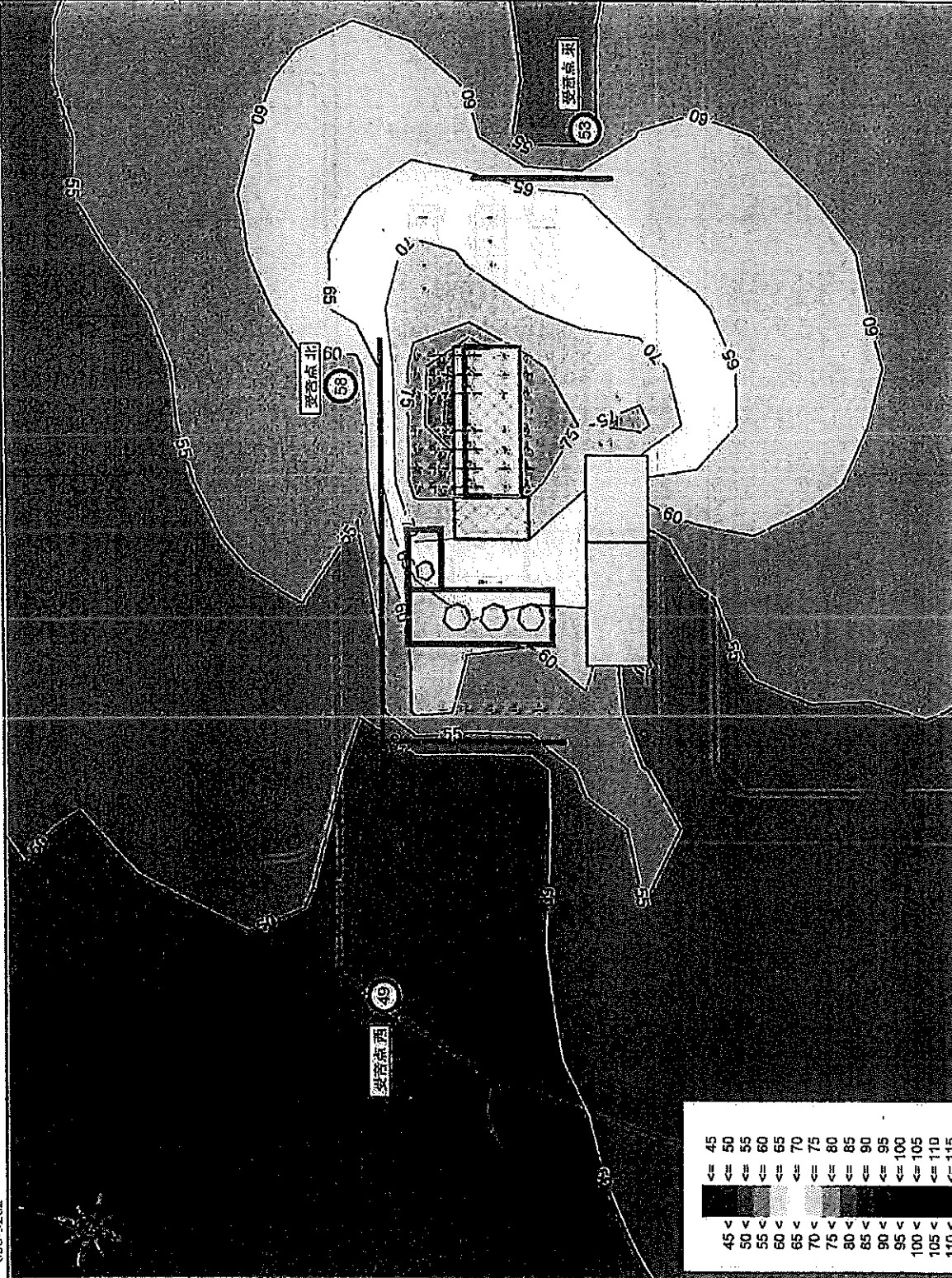
補機室  
 ○透過音  
 ○換気設備

屋外音源  
 ○エンジン吸気(ダクト, フィルタ)  
 ○エンジン排気(ダクト, 伸縮継手)  
 ○排気サイレンサ, 排気筒  
 ○脱脂冷却塔  
 ○ラジエータ  
 ○トランス  
 ○ペントミストエリミネータ  
 ○アンモニアガス希釈用ファン  
 ○LBF移送ポンプ  
 ○LBFセパレータユニット  
 ○LBFファイナードーユニット

■特記事項  
 暗騒音: 考慮せず  
 エンジン運転台数: 7台を考慮

17/06/13





<= 45
<= 50
<= 55
<= 60
<= 65
<= 70
<= 75
<= 80
<= 85
<= 90
<= 95
<= 100
<= 105
<= 110
<= 115

注1) 本計算結果には、図中に示すプラント内建物以外の周辺建屋や、高低差等によって生ずる、遮音・減音や反射音(反響音)は含まれておりません。  
 注2) 本計算結果には、安全率3dBを含みます。

**HPKプロジェクト 騒音**

騒音コンタマップ(等音圧線図)  
 計算高さ: 地表面 + 1.5 m

■計算時間帯=夜間

■防音壁: 西側205m(10m高さ)  
 東側 50m(10m高さ)  
 屋上 4.5m高さ

■計算対象音源

- エンジン棟
- 透過音
- 換気設備
- 排気室
- 透過音
- 換気設備

■屋外音源

- エンジン吸気(ダクト、フィルタ)
- エンジン排気(ダクト、伸縮継手)
- 排気サイレンサ、排気筒
- 脱硝反応塔
- ラジエータ
- トランス
- ペントミアストエリミネータ
- アンモニアガス希釈用ファン
- LBFセパレータユニット
- LBFファイダユニット

■特記事項

暗騒音: 考慮せず  
 エンジン運転台数: 7台を考慮

1706/13





**HPKプロジェクト 騒音**

騒音コンタマッブ(等音圧線図)

計算高さ:プラントGL + 1.5 m

■ 計算時間帯=昼間

■ 防音壁: 西側205m(10m高さ)  
東側 50m(10m高さ)  
陸上 4.5m高さ

■ 計算対象音源

○ エンジン棟

○ 透過音

○ 換気設備

○ 補機室

○ 透過音

○ 換気設備

屋外音源

○ エンジン吸気(ダクト, フィルタ)

○ エンジン排気(ダクト, 伸縮継手)

○ 排気サイレンサ, 排気筒

○ 脱硝反応塔

○ ラジエータ

○ トランス

○ ベントミストエリミネータ

○ アンモニアガス希釈用ファン

○ LBF移送ポンプ

○ LBFセパレータユニット

○ LBFファイバーダユニット

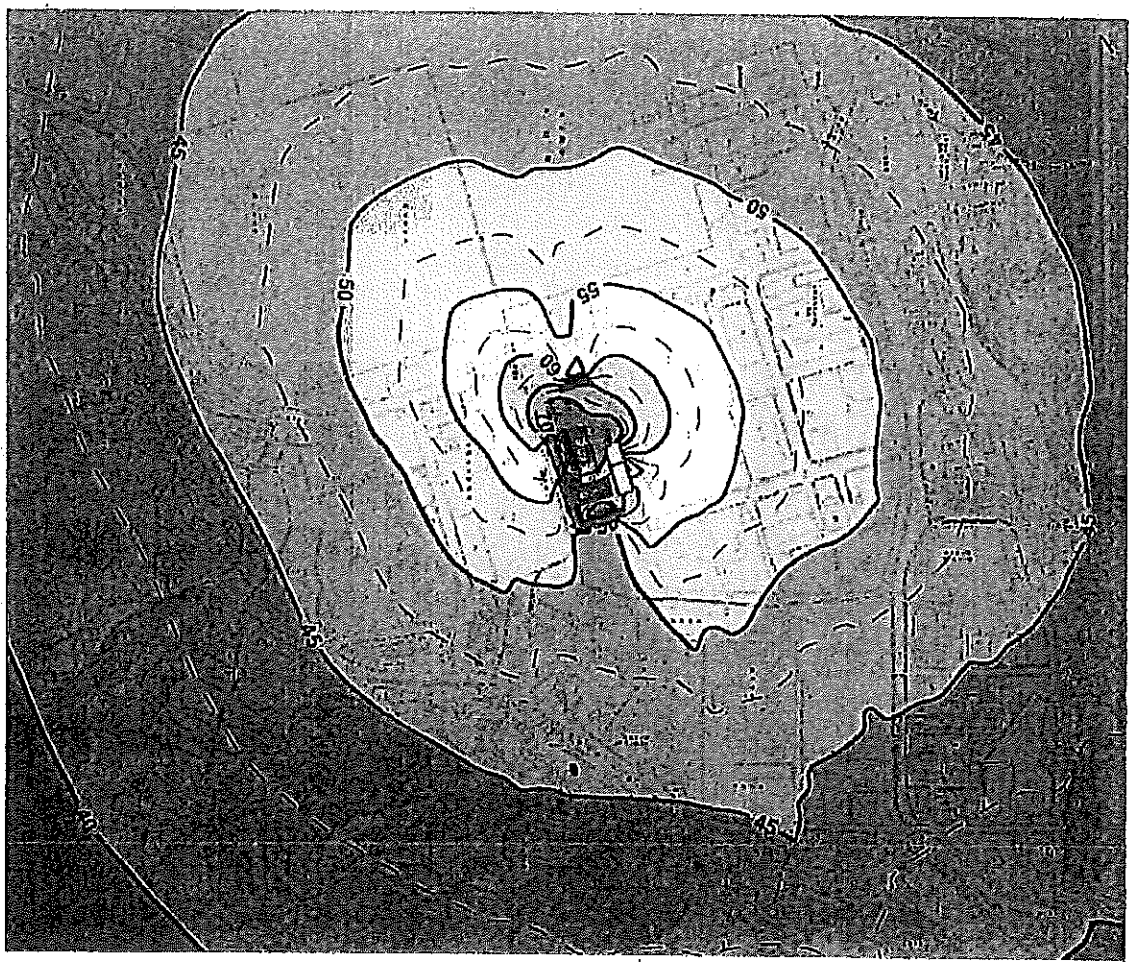
■ 特記事項

○ 騒音: 考慮せず

エンジン運転台数: 7台を考慮

17/06/13

0 50 100 200 300 400 m



注1) 本計算結果には、図中に示すプラント内建物以外の周辺建物や、高低差等によって生ずる、透音・減音や反射音(反響音)は含まれておりません。  
注2) 本計算結果には、安全率3dBを含みます。

080-3262

**HPKプロジェクト 騒音**

騒音コンタマップ(等音圧線図)  
計算高さ: プラントGL + 1.5 m

■ 計算時間帯 = 夜間

■ 防音壁: 西側205m(10m高さ)  
東側 50m(10m高さ)  
屋上 4.5m高さ

- 計算対象音源
- エンジン機
  - 透過音
  - 換気設備
  - 補機室
  - 透過音
  - 換気設備

■ 屋外音源

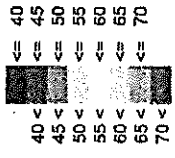
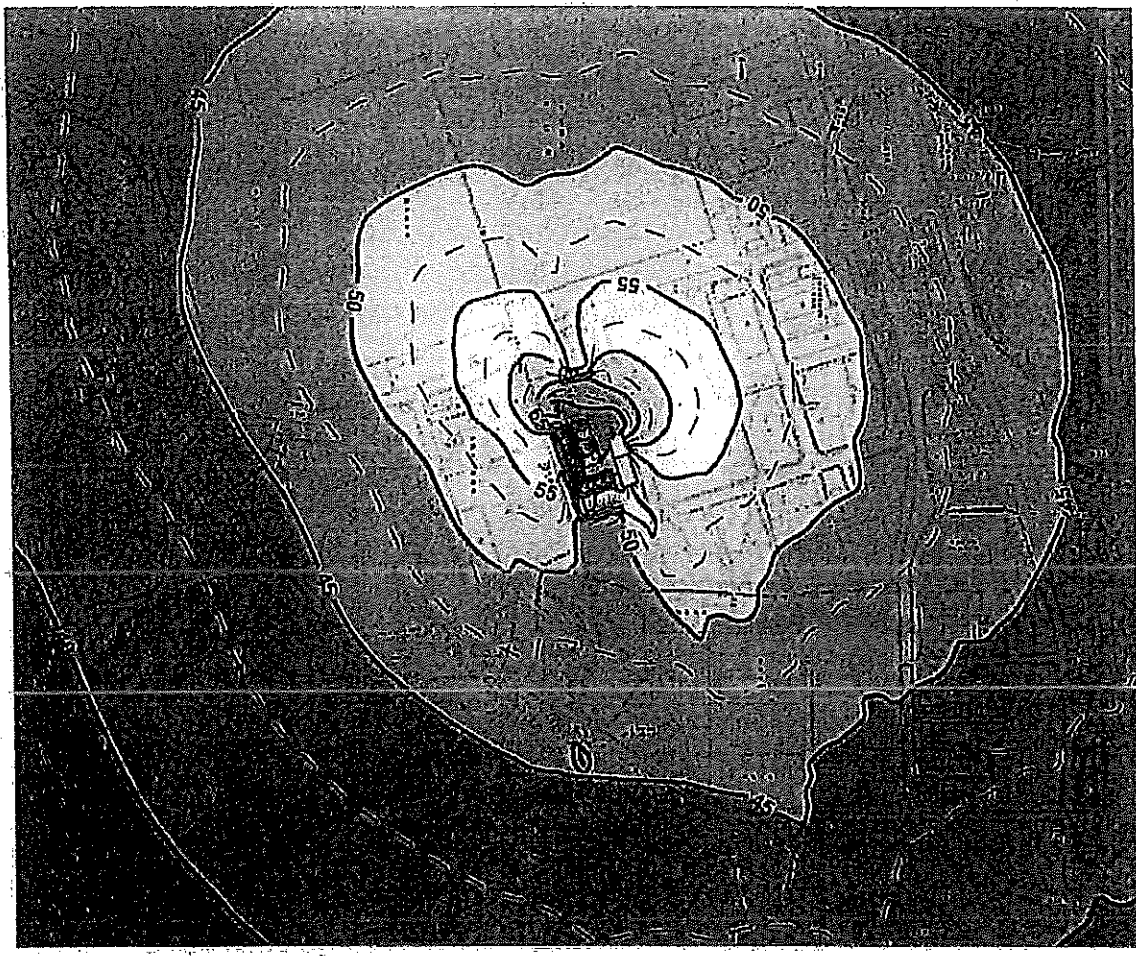
- エンジン吸気(ダクト, フィルタ)
- エンジン排気(ダクト, 伸縮継手)
- 排気サイレンサ, 排気筒
- 脱硝反応塔
- ラジエータ
- トランス
- ペントミストエリミネータ
- アンモニアガス希釈用ファン

- LBFセパレータユニット
- LBFファイターユニット

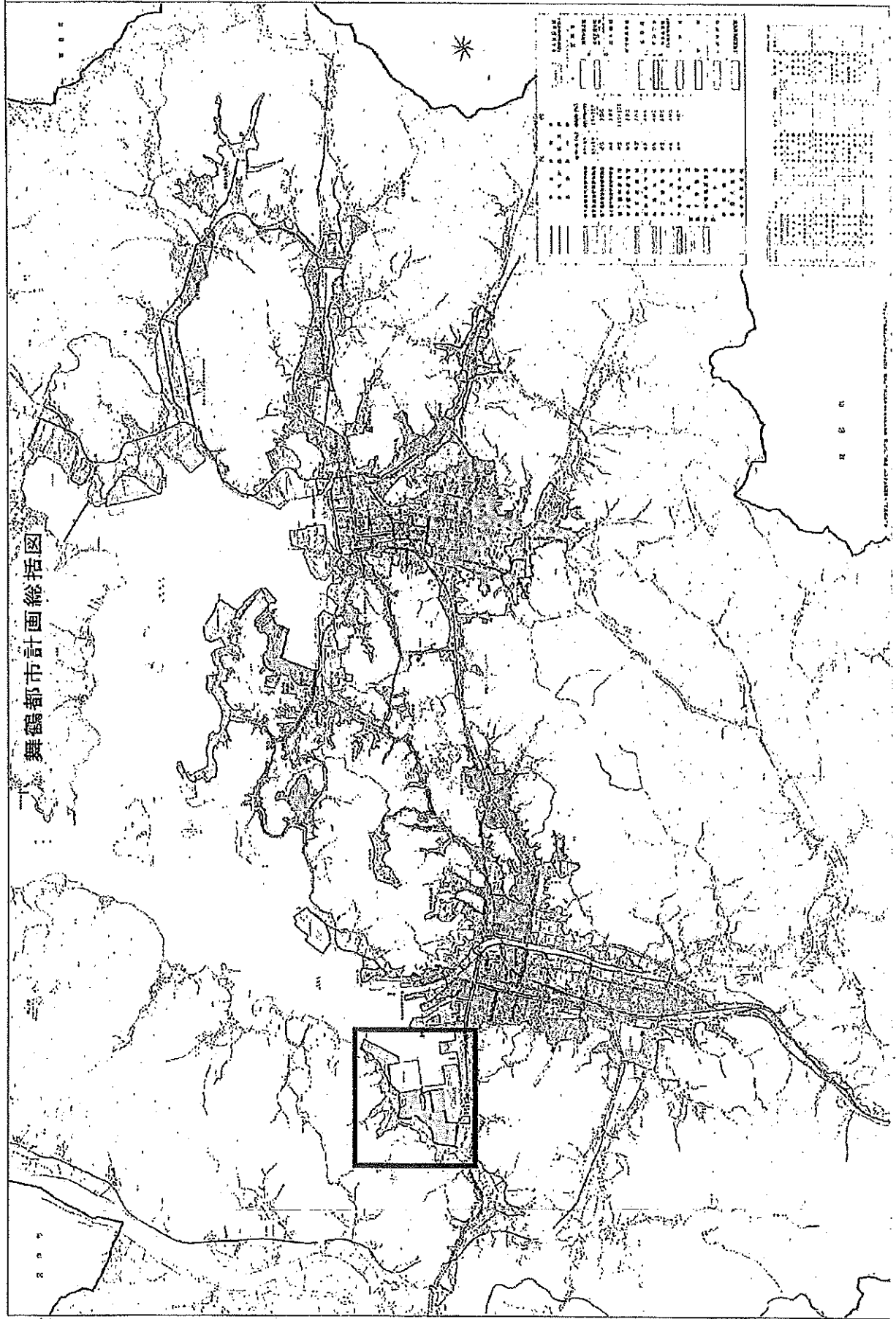
■ 特記事項

■ 騒音: 考慮せず  
■ エンジン運転台数: 7台を考慮

17/09/13



注1) 本計算結果には、図中に示すプラント内建物以外の周辺建屋や、高低差等によって生ずる、遮音・減音や反射音(反響音)は含まれておりません。  
注2) 本計算結果には、安全率3dBを含みます。



舞鶴都市計画総括図



舞鶴市生活環境課 殿

御  
検  
討  
申  
請  
用

## 連絡書

(全 7 枚)

C-HPK-KH-006

注文主	自社事業/他社事業	数量	1 式	2017 年 6 月 30 日 日立造船株式会社 環境事業本部 環境プラント計画部			
製 番	0001-M4411333	工期	—	承認	照査	担当	関係先
工事名	舞鶴バイオディーゼル発電所建設工事						

## 件名: 保稅タンク基地の各種環境影響項目に対する協定値(案)

保稅タンク基地の各種環境影響項目に対する協定値を策定すべく、舞鶴市生活環境課殿との協議を進めて参りました。

協議の結果、策定された各項目の協定値(案)を、本連絡書に纏めましたので、ご確認下さいます様、よろしくお願い致します。

尚、本書は協議録に代わる書類として送付致しますので、内容についてご確認いただきましたら、弊社まで御返却下さいます様、よろしくお願い申し上げます。

注記: 発電所の各種環境影響項目に対する協定値(案)は連絡書(C-HPK-KH-005)を御参照願います。

—記—

1. 保稅タンク基地における協定値(案)及び環境規制値  
保稅タンク基地の各種環境影響項目の協定値(案)及び環境規制値を、添付 1 に纏めますので、ご確認をお願いします。

提出	4	環土(ヨトセ2G)	PDF	環品	
ご返却用	1	環プロ(建設 2G)	PDF	エネ運	PDF
		環計(ヨケカ G)	PDF	エネプ	PDF
環電(ヨデデ G(4T))	PDF	環装(ヨソキ)	PDF	プケ EG(控)	PDF
環装(プセハ)	PDF	D 設	PDF	合計	5

## 2. 各種協定値(案)の考え方

添付 1 にて纏めた各種協定値(案)の考え方、及び協定値(案)を満足するための対策計画は以下の通りです。

### 2-1 騒音

保税タンク基地は工業地域に指定されているものの、本設備は騒音を発生する特定施設を有しないため、騒音規制値はありません。

しかしながら、下表の通り、最近隣住居前において、準工業地域等の第 3 種騒音区分の規制値に準じた値を協定値として適合したいと考えます。

本協定値の適合に当たり、騒音対策を検討し、下記騒音協定値(案)を満足するよう計画します。

表 1 保税タンク基地の騒音協定値(案)

	測定点	協定値(案) (第 3 種騒音 区分相当)
昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	保税タンク基地 (最近隣住居前)	65dB(A)
朝・夕方 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで)	保税タンク基地 (最近隣住居前)	55dB(A)
夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	保税タンク基地 (最近隣住居前)	50dB(A)

※ 周囲 50m 以内に学校などの指定施設はありません。

### 2-2 振動

保税タンク基地は工業地域に指定されているものの、本設備は振動を発生する特定施設を有しないため、振動規制値はありません。

しかしながら、下表の通り、準工業地域などの第 2 種振動区分の値を協定値として適合したいと考えます。

表 2 保税タンク基地の振動協定値(案)

時間の区分	測定点	協定値(案)
昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	保税タンク基地 (最近隣住居前)	65dB
夜間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで)	保税タンク基地 (最近隣住居前)	60dB

※ 周囲 50m 以内に学校などの指定施設はありません。

### 2-3 ばい煙

保税タンク基地は、大気汚染防止法および京都府条例に従い、対象となるばい煙発生設備である真空温水器に対して規制値を満足する設備計画とします。

ここで、各種項目毎に実施する対策を以下の通り報告します。

- a) 窒素酸化物
  - ・規制値を満足する機器を選定
- b) 硫黄酸化物
  - ・硫黄分が極めて少ない燃料(LS-A 重油)を使用
- c) ばいじん
  - ・メーカー標準にてクリアするため特別な対策は講じない

### 2-4 排水

保税タンク基地は、水質汚濁防止法に記載の各種規制値を満足する計画とし、雨水排水（油分分離後の凝縮水/雨水）は、公共雨水排水溝に排水するものとします。

#### <添付資料>

- 添付 1 協定値(案)及び環境規制値一覧表(保税タンク基地)
- 添付 2 騒音測定点位置図(保税タンク基地)
- 添付 3 舞鶴市騒音・振動規制
- 添付 4 舞鶴市都市計画図

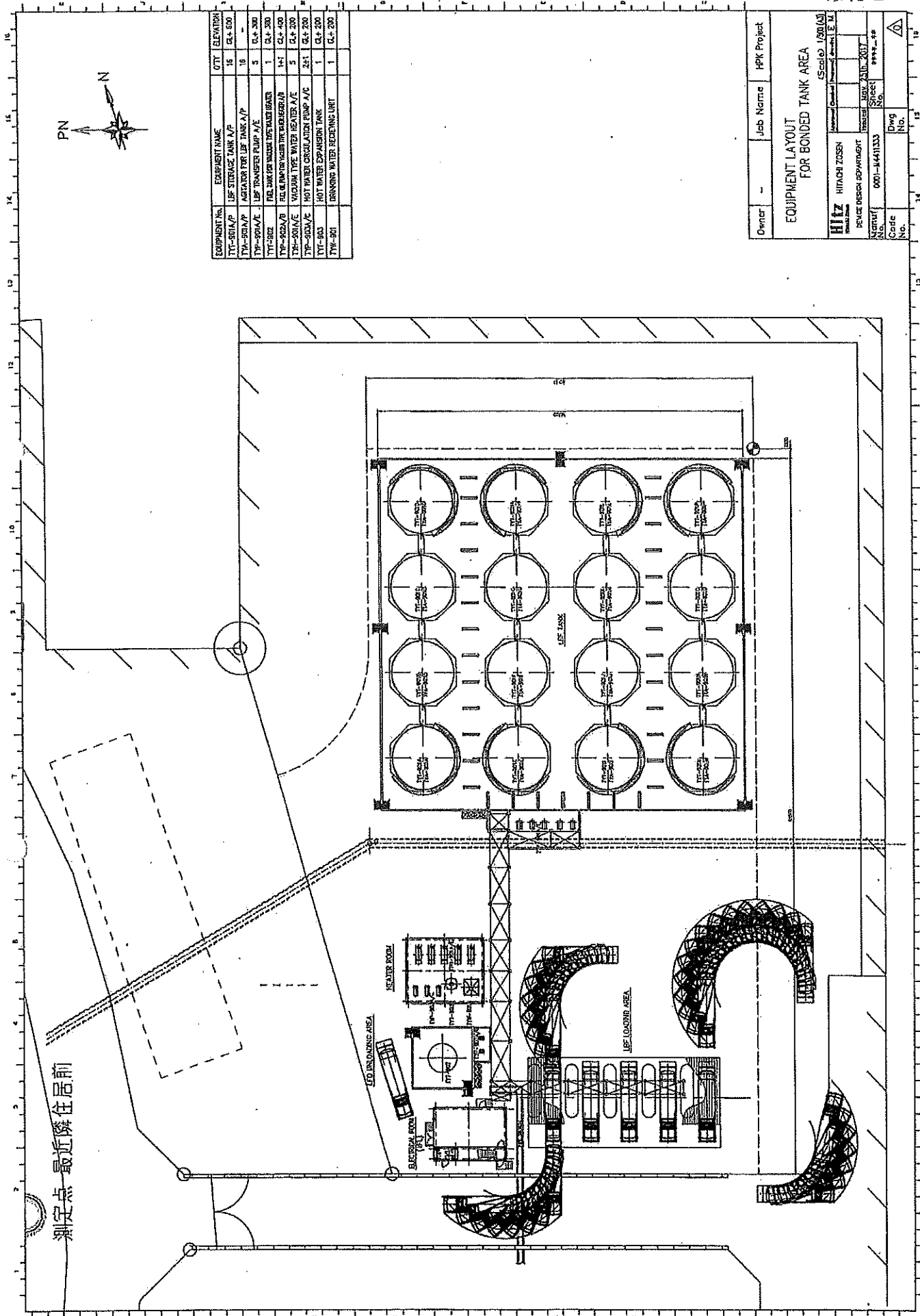
以上

協定値(案)及び環境規制値一覧表(発電所)

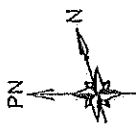
プロジェクト : HPK project / 舞鶴バイオエネルギー発電所建設工事  
 対象施設 : 発電所  
 所在地 : 京都府舞鶴市豊多 (E地区)  
 地域区分 : 工業専用地域

日立造船株式会社

規制対象	単位	規制値		協定値(案)	現計画	規制値根拠
ばい煙発生施設	-	ボイラー*1 3台	ディーゼル機関*2 8台	-	-	
ばい煙	窒素酸化物	一般排出基準@O <sub>2</sub> 濃度**% 総量規制	950@13%O <sub>2</sub> 指定地域外	同左	規制値のとおり	京都府環境をを守り育てる条例 大気汚染防止法
	ばいじん	一般排出基準@O <sub>2</sub> 濃度**% 特別排出基準	0.30@4%O <sub>2</sub> 指定地域外	同左	規制値のとおり	
	関係	総量規制	*3	同左	規制値のとおり	
	係	一般排出基準 (K値) 特別排出基準	11.5 指定地域外	同左	規制値のとおり	
騒音	特定工場に該当する排出基準	*4		同左	規制値のとおり	京都府環境をを守り育てる条例 騒音規制法
	朝 (6:00~8:00)	dB	規制区域外	55*5	協定値(案)のとおり*6	
	昼 (8:00~18:00)	dB		65*5	協定値(案)のとおり*6	
	夕 (18:00~22:00)	dB		55*5	協定値(案)のとおり*6	
	夜 (22:00~6:00)	dB		50*5	協定値(案)のとおり*6	
	朝 (8:00~19:00)	dB	規制区域外	65	協定値(案)のとおり	
夜 (19:00~8:00)	dB	60		協定値(案)のとおり		
排水	-	各種規制値		同左	・廃棄物処理 ・油/水分離後の凝縮水/雨水は、公共雨水排水溝に排水	京都府環境をを守り育てる条例 振動規制法 水質汚濁防止法
<注記> *1 重油専焼、排ガス量 1,376 Nm <sup>3</sup> /h、伝熱面積 13.5m <sup>2</sup> 、燃料消費量 102.4L/h *2 シリンダーボア径 320mm *3 次の式より算出 $T = (u1v1 + u2v2 + \dots + unvn + x1y1 + x2y2 + \dots + xmym) \times z$ *4 次の式より算出 $Q = 8.8 \times W^{0.69} + 3.2 \times (W + W0)^{0.65} - W^{0.85}$ *5 測定点の位置情報は添付2参照 *6 添付4の騒音シミュレーション結果のとおり						

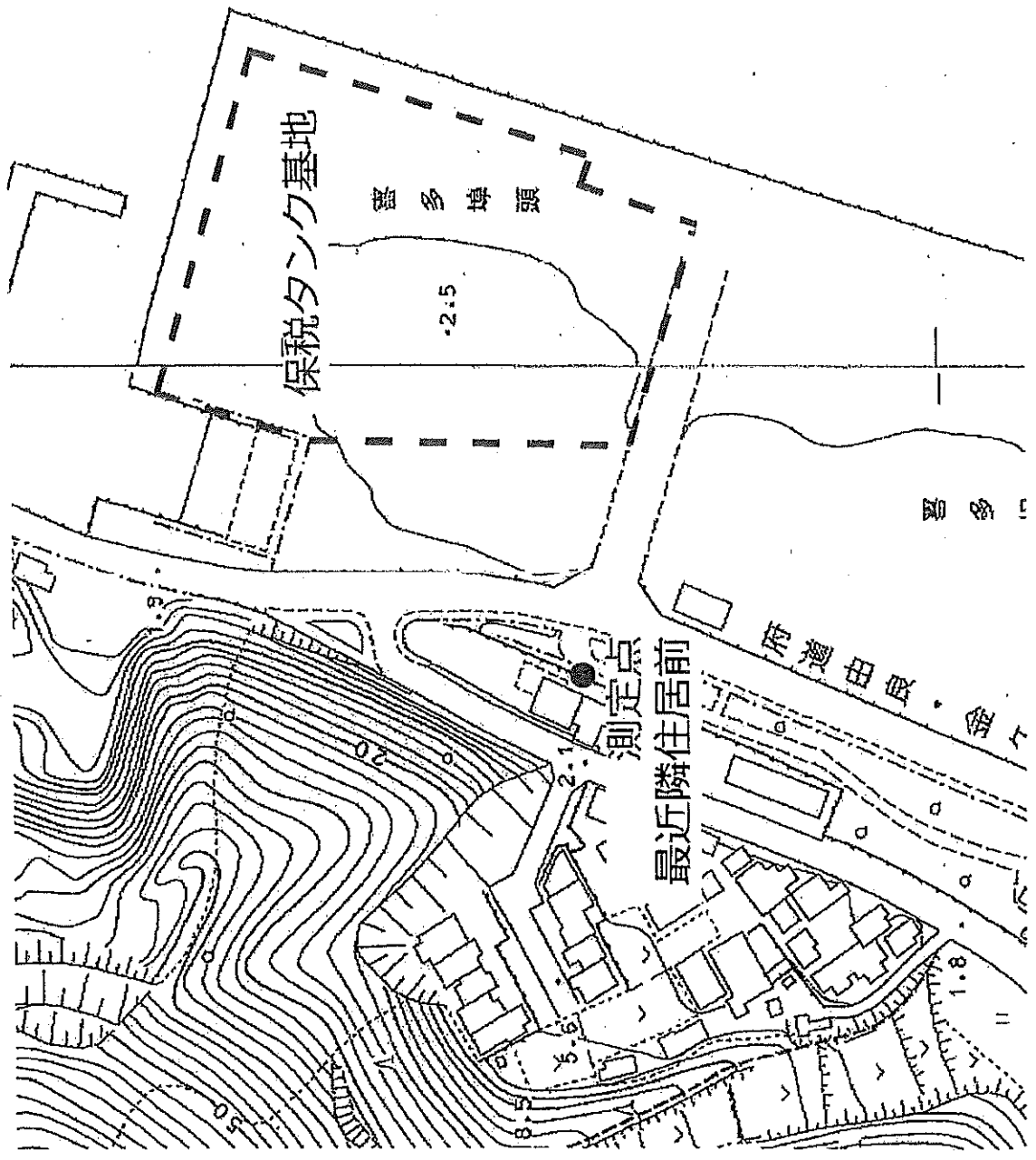


測定点 最近隣住居前



EQUIPMENT No.	EQUIPMENT NAME	QTY	ELEVATION
TY-501A/P	LET STORAGE TANK A/P	16	64.500
TY-501A/P	ACTUATOR FOR LET TANK A/P	16	-
TY-501A/E	LET TRANSFER PUMP A/E	3	64.300
TY-502E	LET TANK EXPANSION WATER HEATER	1	64.300
TY-502A/P	LET TANK EXPANSION WATER RECEIVER	1	64.400
TY-501A/E	VACUUM TYPE WATER HEATER A/E	3	64.300
TY-503A/E	HOT WATER CIRCULATION PUMP A/E	2	64.200
TY-503	HOT WATER EXPANSION TANK	1	64.200
TY-501	DRINKING WATER RECEIVING UNIT	1	64.200

Owner	Job Name	HPK Project
EQUIPMENT LAYOUT FOR BONDED TANK AREA		
Scale 1/200 (A3)		
<b>HITZ</b> HITACHI ZOSSEN DESIGN DEPARTMENT	Project No. 0001-14411333	Sheet No. 0001-14411333-18
Drawn	Checked	Approved
Scale	Project	Sheet
Code No.	Dwg No.	Scale

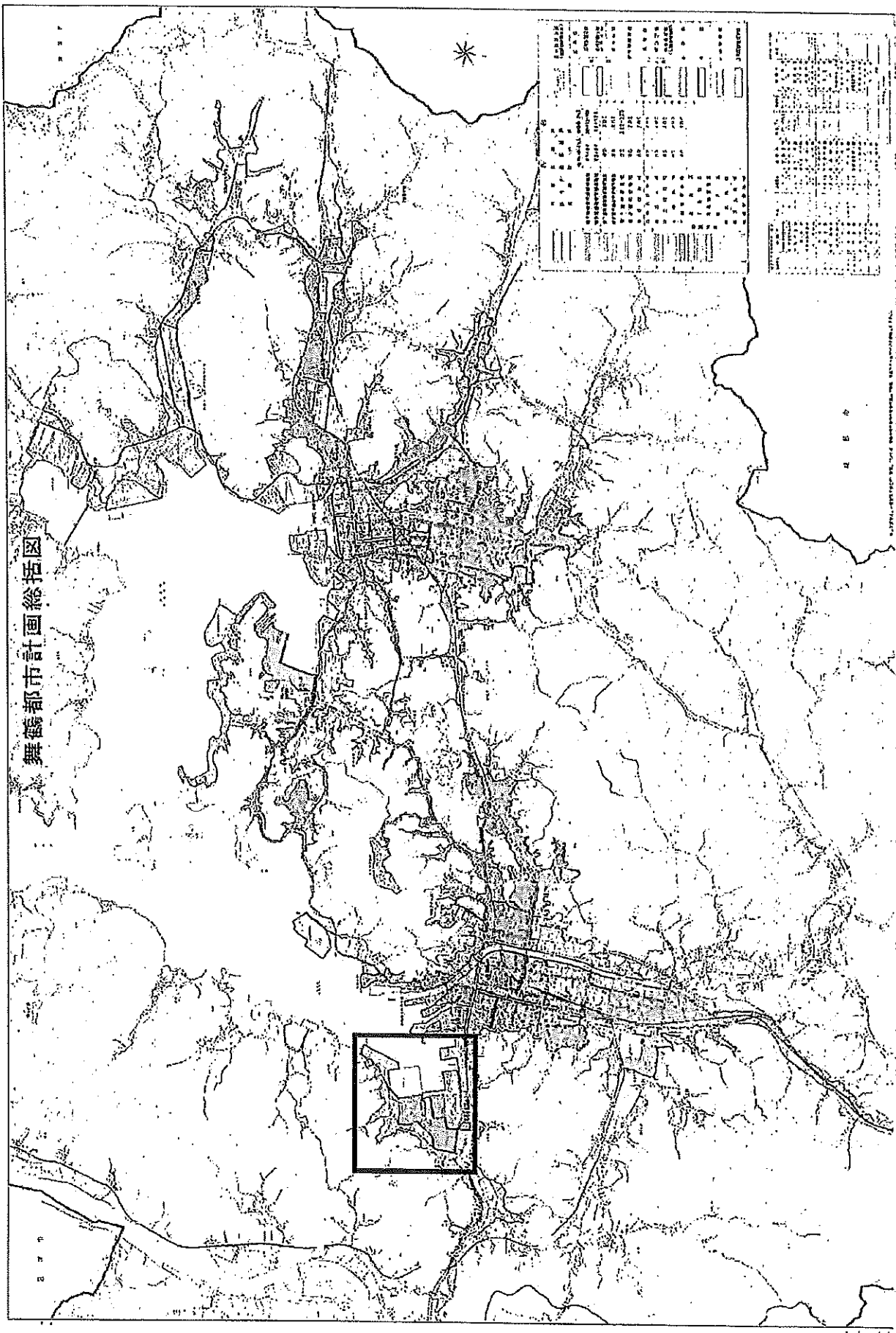


規制地域の区域の区分			深夜営業飲食店等の騒音規制基準 (カラオケ騒音等)		
騒音区分	区域	振動区分			
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種	40	規制時間 午後10時 ～ 午前6時	午後11時 ～午前6時 カラオケ 装置等 使用禁止
	第2種低層住居専用地域				
第2種	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
準住居地域	第2種	50	午後10時 ～ 午前6時		
近隣商業地域					
商業地域					
第3種	準工業地域	第2種	55		
	工業地域				
第4種	工業地域				
	工業専用地域(適用除外)				

(単位:dB)



騒音の規制基準(単位:dB)						振動の規制基準(単位:dB)			
時間の区分		第1種	第2種	第3種	第4種	時間区分		第1種	第2種
昼間	午前8時 ～午後6時	45	50	65	70	昼間	午前8時 ～午後7時	60	65
	朝 午前6時 ～午前8時	40	45	55	60		夜間	午後7時 ～午前8時	55
夕方 午後6時 ～午後10時									
夜間	午後10時 ～午前6時	40	40	50	55				

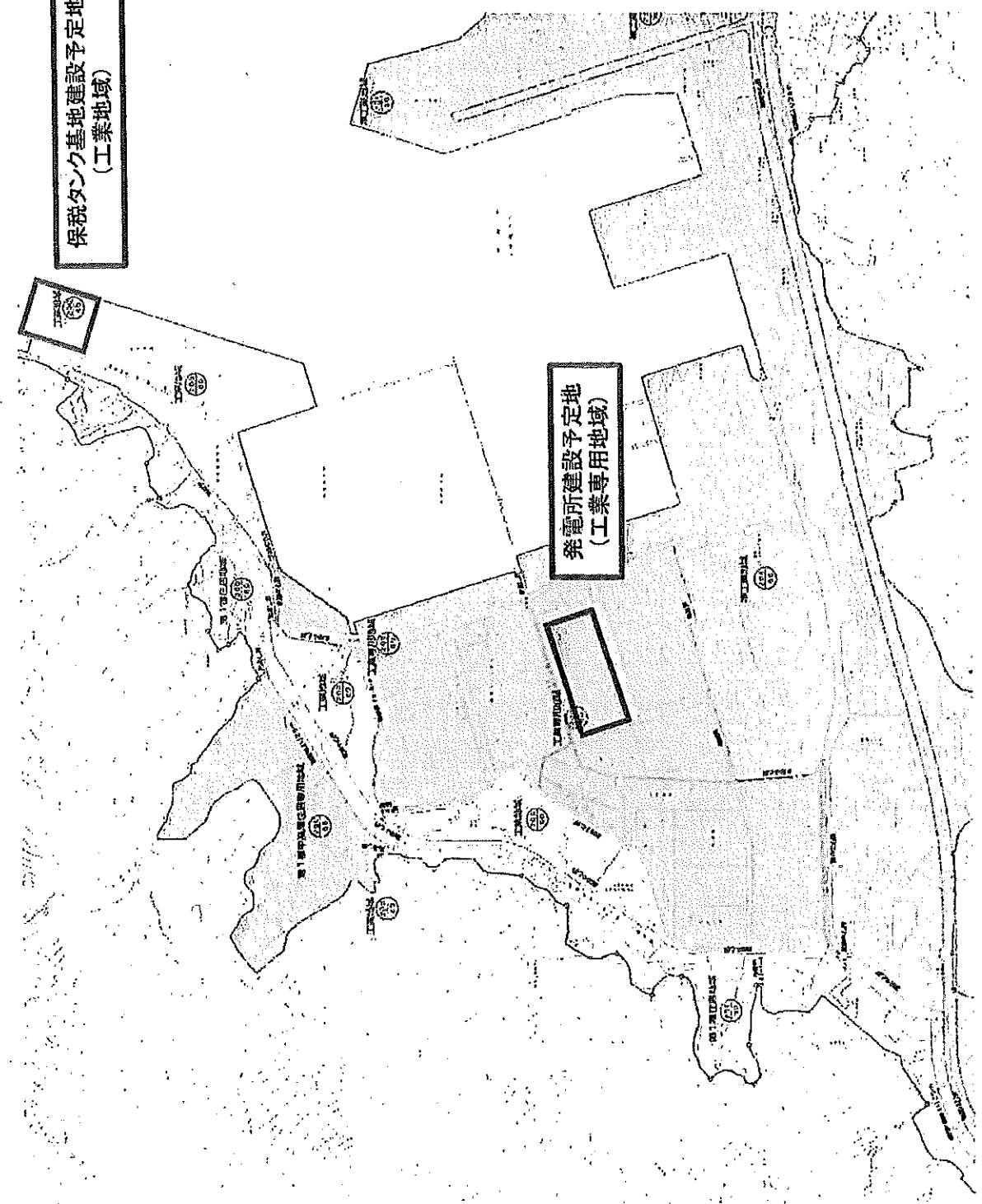


舞鶴都市計画総括図



保税タンク基地建設予定地  
(工業地域)

発電所建設予定地  
(工業専用地域)



1	第一種市街地	第一種市街地
2	第二種市街地	第二種市街地
3	第一種工業地	第一種工業地
4	第二種工業地	第二種工業地
5	第一種商業地	第一種商業地
6	第二種商業地	第二種商業地
7	第一種住宅地	第一種住宅地
8	第二種住宅地	第二種住宅地
9	第一種農用地	第一種農用地
10	第二種農用地	第二種農用地
11	第一種森林地	第一種森林地
12	第二種森林地	第二種森林地
13	第一種遊樂地	第一種遊樂地
14	第二種遊樂地	第二種遊樂地
15	第一種公園地	第一種公園地
16	第二種公園地	第二種公園地
17	第一種緑地	第一種緑地
18	第二種緑地	第二種緑地
19	第一種河川敷	第一種河川敷
20	第二種河川敷	第二種河川敷
21	第一種埋立地	第一種埋立地
22	第二種埋立地	第二種埋立地
23	第一種埋立地	第一種埋立地
24	第二種埋立地	第二種埋立地
25	第一種埋立地	第一種埋立地
26	第二種埋立地	第二種埋立地
27	第一種埋立地	第一種埋立地
28	第二種埋立地	第二種埋立地
29	第一種埋立地	第一種埋立地
30	第二種埋立地	第二種埋立地

建設予定地拡大

# 舞鶴バイオディーゼル発電所に係る騒音規制値（協定値）の協議結果

## 1. 概要

日立造船㈱が、舞鶴市宇喜多地内で計画中のバイオディーゼル発電所（パーム油使用）の建設にあたり、同社環境事業部本部と騒音の環境規制値（協定値）について協議を行っているものです。

## 2. 前回（5/23）までの協議結果

### ■日立造船㈱の提示する騒音規制値

時間区分		発電所建設予定地 (工業専用地域)	保税タンク基地 (工業地域)
昼間	午前8時～ 午後6時	75	70
朝夕方	午前6時～ 午後8時 午後6時～ 午後10時	65	60
夜間	午後10時 ～午前6時	65	60

※工業専用地域には府条例上、規制値は設定されていません

### ■市の見解

夜間 65 dB は相当高い騒音レベルであり、日立造船㈱の提示する規制値では協定を締結することは出来ない旨伝え、あえて協定値を定めず「苦情があれば真摯に対応する」など理念を定めた内容を希望する旨回答した。

## 3. 6月22日の協議結果

前回の協議後、日立造船㈱は下記の騒音対策を追加し、近接住居への影響を軽減できるとして、騒音規制値（協定値）の再提示があった。

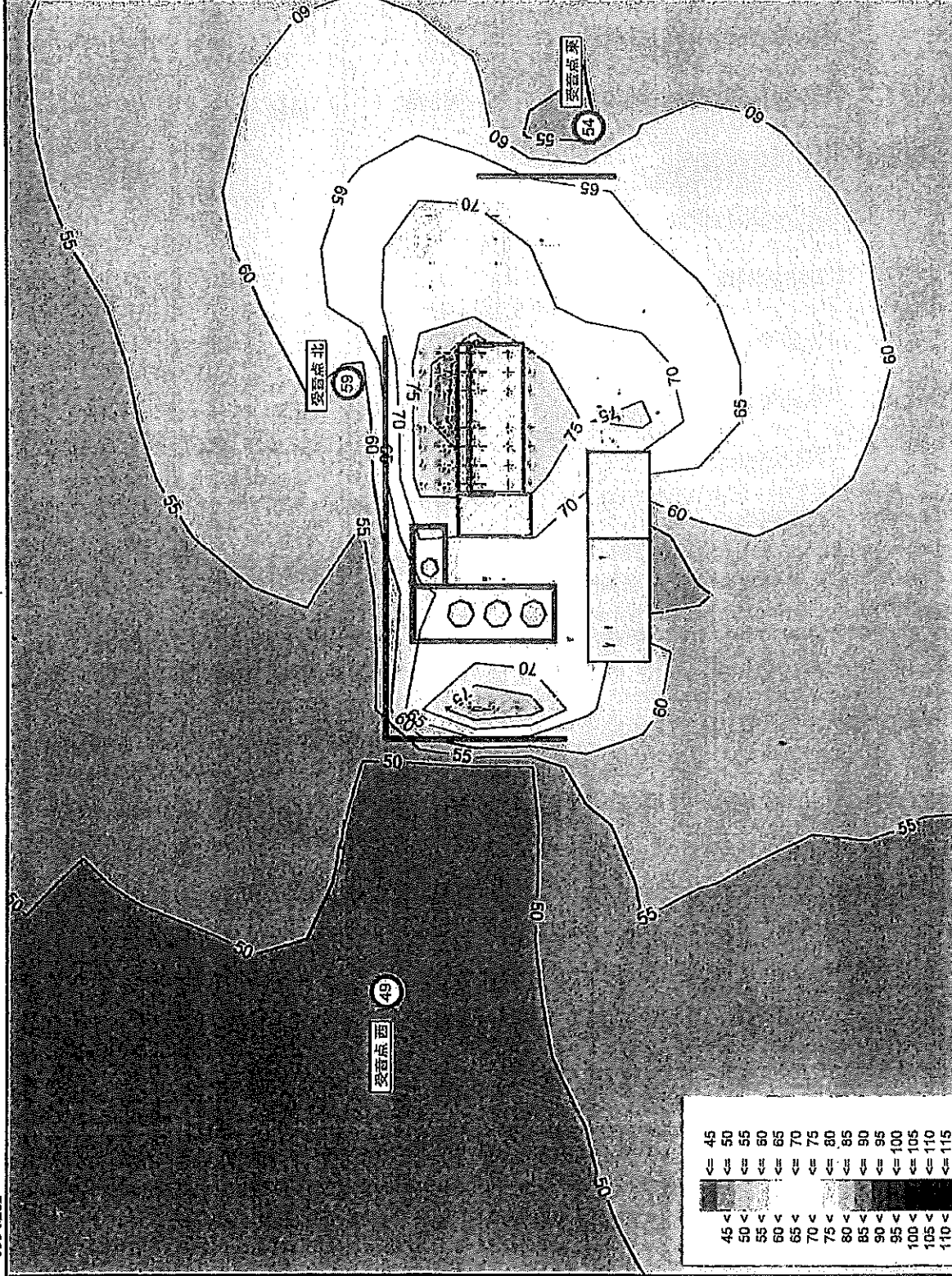
### 【追加された騒音対策】

- ・敷地境界の防音壁の追加（全長 255m×高さ 10m）
- ・エンジン棟屋上の防音壁の追加（全長 70m×高さ 4.5m）
- ・排気ダクトの変更（サイレンサ上流側のダクト短小化、ダクト板厚の変更）
- ・超低騒音型ラジエータの採用（減音効果：7 dB）
- ・補機室換気ファンへのダクトサイレンサの追加（減音効果：13 dB）









注1) 本計算結果には、図中に示すプラント内建物以外の周辺壁や、高低差等によって生ずる、遮音・減音や反射音(反響音)は含まれておりません。  
 注2) 本計算結果には、安全率3dBを含みます。

HPKプロジェクト 騒音

騒音コンタマップ(等音圧線図)

計算高さ: 地表面 + 1.5 m

■計算時間帯=昼間

■防音壁: 西側205m(10m高さ)  
 東側 50m(10m高さ)  
 屋上 4.5m高さ

■計算対象音源

- エンジン棟
- 透過音
- 換気設備

■補機室

- 透過音
- 換気設備

■屋外音源

- エンジン吸気(ダクト, フィルタ)
- エンジン排気(ダクト, 伸縮継手)
- 排気サイレンサ, 排気筒
- 脱硝反応塔
- ラジエータ
- トランス
- ペントミストエリミネータ
- アンモニアガス希釈用ファン
- OLBF後送ポンプ
- OLBFセパレータユニット
- OLBFファイナダーユニット

■特記事項

防壁音: 考慮せず  
 エンジン運転台数: 7台を考慮

17/06/13



規制地域の区域の区分			
騒音区分	区域	振動区分	
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種	
	第2種低層住居専用地域		
第2種	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
第3種	近隣商業地域		第2種
	商業地域		
	準工業地域		
第4種	工業地域		
	工業専用地域(適用除外)		

深夜営業飲食店等の騒音規制基準(カラオケ騒音等)		
規制時間	規制時間	規制時間
40	午後10時～午前6時	午後11時～午前6時 カラオケ装置等使用禁止
50	午後10時～午前6時	
55		

(単位: dB)

騒音の規制基準(単位: dB)					
時間の区分		第1種	第2種	第3種	第4種
昼間	午前8時～午後6時	45	50	65	70
	午前6時～午前8時	40	45	55	60
夕方	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40	40	50	55

振動の規制基準(単位: dB)			
時間区分	第1種	第2種	
昼間	午前8時～午後7時	60	65
夜間	午後7時～午前8時	55	60

# (ほう)・れん・そう票

(報告) (連絡) (相談)

件名	舞鶴バイオディーゼル発電所建設に伴う環境規制値等の協議について	報告者	市民文化環境部 環境対策室 生活環境課 環境政策係 氏名 田中 洋 (内線 1298)
----	---------------------------------	-----	--

平成29年5月23日 (火) 10:30~11:30

日立造船(株)が、舞鶴市宇喜多地内で計画中のバイオディーゼル発電所（パーム油使用）の建設にあたり、同社環境事業部本部から環境規制値等について相談があり、協議を行いましたので報告いたします。

**1. 来庁者**

日立造船(株)環境事業本部エネルギープロポーザル部 [REDACTED]  
 " エネルギープロポーザル部 [REDACTED]  
 " 環境プラント計画部 [REDACTED]  
 " エネルギープロポーザル部 [REDACTED]

**2. 対応者**

平野環境対策室長、福田生活環境課長、田中主幹、田中

**3. 協議概要**

発電所の建設にあたり、同社と環境保全協定を締結予定であるが、協定の環境規制値について協議を行いました。

**4. 協議内容・結果**

【日立造船(株)が提示する協定値（環境規制値）】

環境項目	協定値 (案)					
騒音	午前8時 ~午後6時	75 dB (50)	午後6時 ~午後10時	65 dB (45)	午後10時 ~午前6時	65 dB (40)
	午前8時 ~午後7時	65 dB (60)	午後7時 ~午前8時	60 dB (55)		
ばい煙	大気汚染防止法及び京都府条例に基づく基準値以内					
排水	水質汚濁防止法及び京都府条例に基づく基準値以内					

※ ( ) 内は住居地域の規制値

**【立地予定地の状況】**

当該地は工業専用地域であり、騒音及び振動に関して法に基づく規制値の適用はないが、当該地の西側に住宅が隣接している。最も騒音レベルの高いと思われるラジエターを東側に配置し、西側敷地境界の騒音レベルの軽減を図る設計としている。

**【日立造船(株)の協定値 (案) の根拠】**

全エンジンが稼働している場合の騒音レベルのシミュレーションを行い、なおかつ気温30°Cで通常計算するところ、最悪のケースを想定し、気温40°Cで計算しているため通常よりも騒音レベルで5dB高く設定し、協定値とする案を提示している。



**【協議結果】**

**騒音** 市としては、敷地境界で夜間65dBの規制値とする協定を締結することは出来ない。夜間65dBの騒音は相当高い騒音レベルで、これを協定値とすることは、市が住民に夜間65dBが問題ない騒音レベルということを担保することになる。協定値を定めず、「苦情があれば誠実に対応する」など理念を定めた内容が望ましい。もし協定値を定めるならば、住居地域の騒音レベルとすることが求められる。

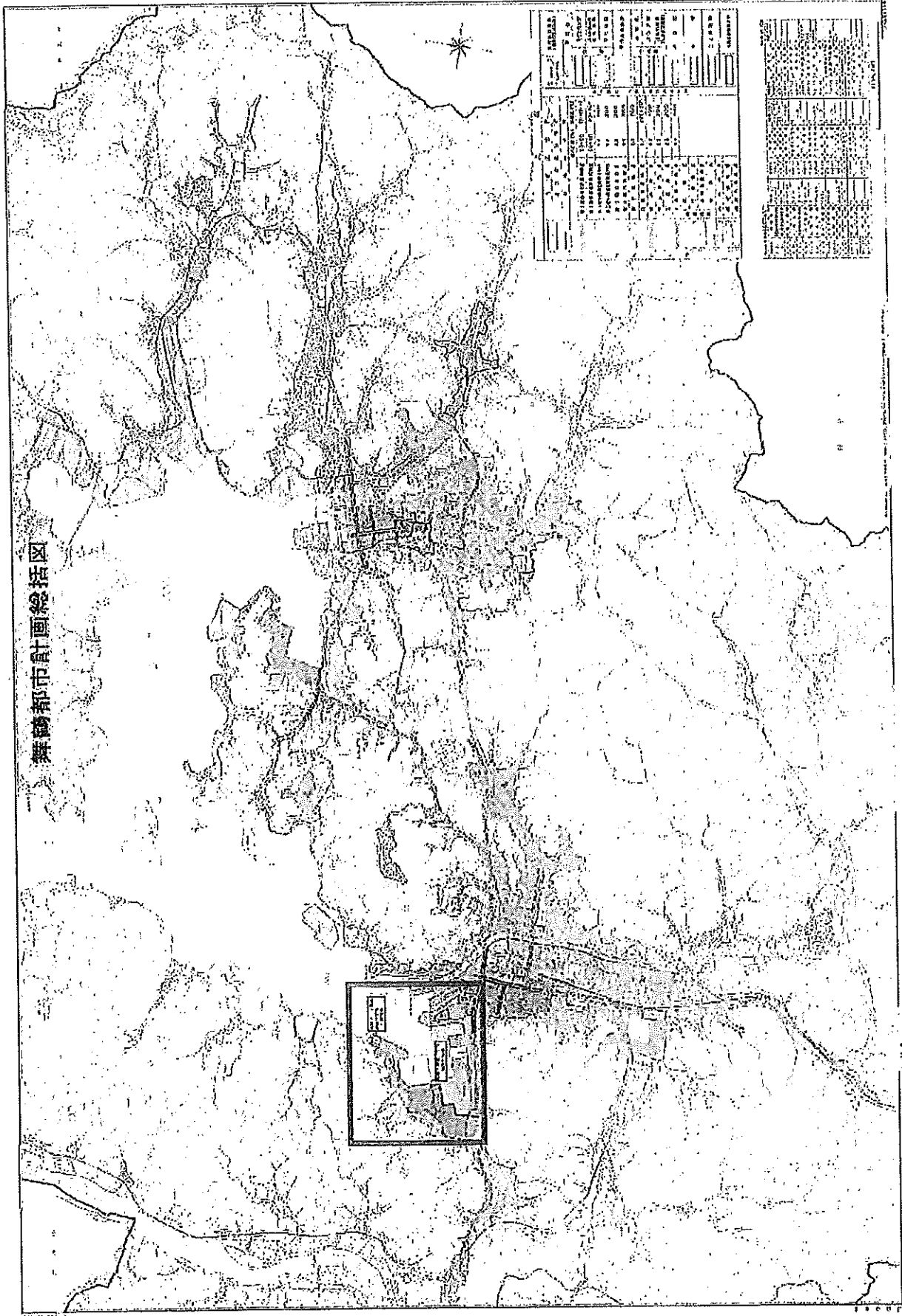
⇒ 日立造船(株)としては、この場で結論を出せない。持ち帰り検討することとなった。

**振動** 騒音と同様

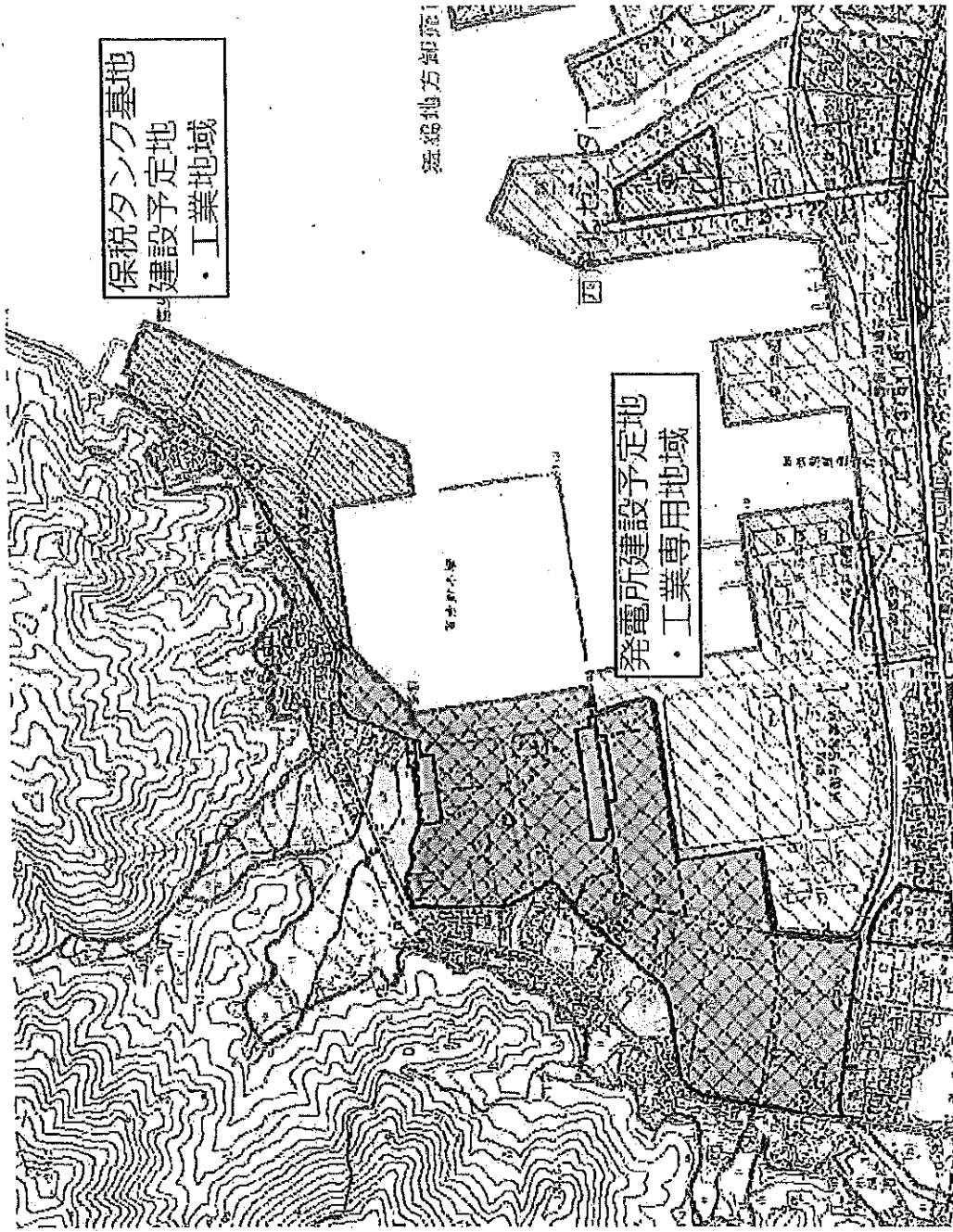
**ばい煙・排水** 提案とおりで問題なしとした。

別途報告			部長	室長	課長	係長	係
■市長 ■山口副市長 ■堤副市長	■市長公室長 ■産業振興部長 ■産業創造室長	■秘書課 ■企業立地雇用 促進課	別途	別途	別途		 





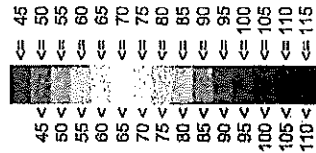
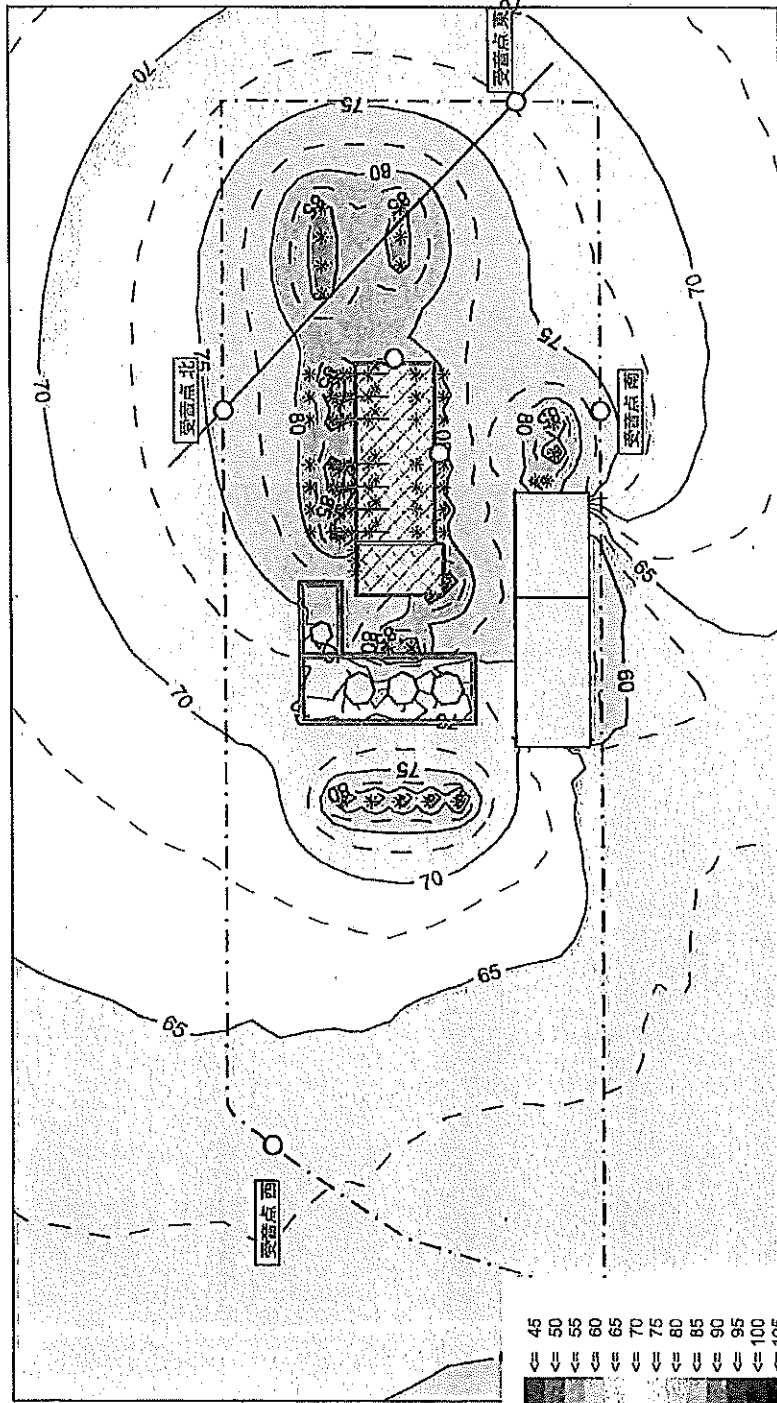
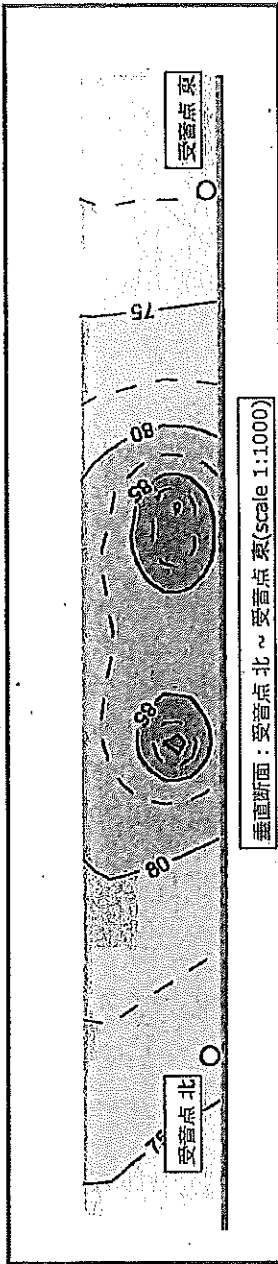
建設予定地拡大



保稅タンク基地  
建設予定地  
・工業地域

発電所建設予定地  
・工業専用地域

[Blank]	準工業地域
[Blank]	工業地域
[Blank]	工業専用地域
[Diagonal lines]	商港区
[Cross-hatch]	工業港区
[Dotted]	特殊物資港区



注1) 本計算結果には、図中に示す建物以外の周辺建屋等の反射音(反響音)は含まれておりません。  
 注2) 本計算結果には、空率5dBを含みます。

HPKプロジェクト 騒音

騒音コンタマツプ(等音圧線図)  
 計算高さ: 地表面 + 1.5 m

■計算時間帯=昼間

■計算対象音源  
 ○エンジン棟  
 ○透過音  
 ○換気設備

補機室  
 ○透過音  
 ○換気設備

屋外音源  
 ○エンジン吸気(ダクト、フィルタ)  
 ○エンジン排気(ダクト、伸縮継手)  
 ○排気サイレンサ、排気筒

○脱硝反応塔  
 ○ラジエータ  
 ○トランス  
 ○ペントミストエリミネータ  
 ○アンモニアガス希釈用ファン  
 ○LBF移送ポンプ  
 ○LBFセパレータユニット  
 ○LBFファイダーユニット

■特記事項  
 暗騒音: 48dB(A)を考慮  
 エンジン運転台数: 7台を考慮

17/04/21

scale 1:2000

